

(目的)

第1条 この要領は、丸亀市成年後見制度利用促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、丸亀市成年後見制度利用促進協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見制度の普及啓発に関する事項
- (2) 成年後見制度についての相談に関する事項
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (4) 市民後見人の養成及び活動促進に関する事項
- (5) 日常生活自立支援事業等関連制度からの円滑な移行に関する事項
- (6) 後見人等の不正防止に関する事項
- (7) 地域の関係機関等と成年後見制度の運用等に関して連携するネットワークに関する事項
- (8) 丸亀市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉・医療関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を掌理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第8条 協議会の委員の報酬及び費用弁償は、丸亀市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年3月22日条例第42号)の報酬の額を参考に、あらかじめ市長が定めるものとする。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、協議会で知り得た個人の情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。